

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村

(あて先) 札幌市長

札幌市  
受付印

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別	証書番号	生年月日	現住所
				年 月 日	電話 ( )
公的年金受給状況			基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償等の受給状況	
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: ) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類: ) <input type="checkbox"/> 受けることができない				<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類: ) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類: ) <input type="checkbox"/> 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に年金を受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。「受けることができない」は申請しても受けることができる年金等が無い場合になります。いずれも、繰り上げ受給は含みません。

## 3. 家計急変の申立て

申請者(父母)の収入制限の目安 3,114,000円 扶養親族1人目536,000円、以降1人ごとに475,000円を追加  
申請者(養育者)・扶養義務者の収入制限の目安 3,725,000円 扶養親族1人ごとに475,000円を追加

私及び私の扶養義務者は、家計が急変したことにより、収入が児童扶養手当の所得制限範囲内程度まで減少したことを申し立てます。

私及び私の扶養義務者は、次の収入です。

また、内容の確認に必要な追加書類を求められた場合には、速やかに提出します。

## ●申請者( )月分

- ①給与収入等 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 手取り額ではなく、総支給額を記入してください。※ボーナス(賞与)は含みません。  
 ②公的年金 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 年額を12等分した月額を記入してください。 ※1円未満切り捨てです。  
 ③養育費 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 上記で記入した任意の月の受領額を記入してください。  
 ①～③の合計額 \_\_\_\_\_ 円 × 12月 = \_\_\_\_\_ 円 扶養数 \_\_\_\_\_ 人

## ●配偶者( )月分

※ひとり親世帯ではなく、父(母)が政令で定める重度の障がいの状態にあるとして児童扶養手当を受けている場合にご記入ください。

- ①給与収入等 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 手取り額ではなく、総支給額を記入してください。※ボーナス(賞与)は含みません。  
 ②公的年金 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 年額を12等分した月額を記入してください。 ※1円未満切り捨てです。  
 ①～②の合計額 \_\_\_\_\_ 円 × 12月 = \_\_\_\_\_ 円 扶養数 \_\_\_\_\_ 人

## ●扶養義務者( )月分

- ①給与収入等 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 手取り額ではなく、総支給額を記入してください。※ボーナス(賞与)は含みません。  
 ②公的年金 月額 \_\_\_\_\_ 円 ← 年額を12等分した月額を記入してください。 ※1円未満切り捨てです。  
 ①～②の合計額 \_\_\_\_\_ 円 × 12月 = \_\_\_\_\_ 円 扶養数 \_\_\_\_\_ 人

※令和2年2月以降の任意の月(ひとり親世帯となったのが令和2年2月以降の方は、ひとり親世帯となった日の翌月以降の任意の月)の状態を、申請日時点の世帯の全員分申告してください。行が足りない場合は、余白等を利用してください。給与明細、帳簿、年金通知など、挙証書類を添付してください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、札幌市が私及び私の扶養義務者の住民基本台帳情報、税情報、医療助成情報、生活保護情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、札幌市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 札幌市が支給決定をした後、児童扶養手当受給口座の解約等による振込不能により支払が完了せず、かつ、申請・請求者との連絡・確認ができなかったことを理由に令和4年3月31日までに支払いが完了しなかった場合、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

## 提出書類

- 『収入を証明できる書類』  
給与収入の場合、給与明細、事業収入の場合、帳簿、年金収入の場合、年金証書等、任意の月の収入の分かる書類を提出してください。離職された場合は、離職日の分かる書類を提出してください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村 (あて先) 札幌市長

平成28年5月に太郎さんと離婚した札幌花子さんは、年収が5,000,000円の職についており、これまで児童扶養手当が全部停止でした。

ところが令和3年5月に、子である一朗さんの通う学校が新型コロナウイルスの影響で臨時休校となり就業時間を減らしたところ、収入が大幅に減少してしまいました。

【誓約・同意事項】に誓約・

1 証書番号が分からない場合、記載しなくても構いません。 記入日 令和3年7月31日

フリガナ氏名 性別 生年月日 現住所 札幌市中央区北1条西2丁目1-1 電話 011 (211) 2111

公的年金受給状況 基礎年金番号 年金コード 児童の父又は母の死亡による遺族補償等の受給状況

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に年金を受けているとき、い)は申請しても受けることができる年金等が無い場合

3. 家計急変の申立て

私及び私の扶養義務者は、家計が急変したと申し立てます。

花子さんの令和2年2月以降の任意の月(ひとり親世帯となったのが令和2年2月以降の方は、ひとり親世帯となった日の翌月以降の任意の月)の給与収入等を記入します。

令和3年6月給与150,000円(手取り額では無く、総支給額)、養育費は月30,000円を想定しています。

私及び私の扶養義務者は、次の収入等を受給する予定です。

また、花子さんの母の石狩浜子さん(給与収入 月80,000円、年金収入 月65,141円)が同居していることを想定しています。

●申請者(6)月分

- ①給与収入等 月額 150,000 円
②公的年金 月額 円
③養育費 月額 30,000 円
①~③の合計額 180,000 円 x 12月 = 2,160,000 円 扶養数 1 人

●配偶者( )月分

- ①給与収入等 月額 円
②公的年金 月額 円
①~②の合計額 円 x 12月 = 円 扶養数 人

原則、花子さんと同じ月の状況を記載してください。

●扶養義務者(6)月分

- ①給与収入等 月額 80,000 円
②公的年金 月額 65,141 円
①~②の合計額 145,141 円 x 12月 = 1,741,692 円 扶養数 0 人

※令和2年2月以降の任意の月(ひとり親世帯となったのが令和2年2月以降の方は、ひとり親世帯となった日の翌月以降の任意の月)の状態を、申請日時点の世帯の全員分申告してください。

4. 【誓約・同意事項】

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
(2) 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、札幌市が私及び私の扶養義務者の住民基本台帳情報、税情報、医療助成情報、生活保護情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4) この申請書は、札幌市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(5) 札幌市が支給決定をした後、児童扶養手当受給口座の解約等による振込不能により支払が完了せず、かつ、申請・請求者との連絡・確認ができなかったことを理由に令和4年3月31日までに支払いが完了しなかった場合、給付金が支給されないことに同意します。
(6) 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
(7) 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 『収入を証明できる書類』
給与収入の場合、給与明細、事業収入の場合、帳簿、年金収入の場合、年金証書等、任意の月の収入の分かる書類を提出してください。離職された場合は、離職日の分かる書類を提出してください。

花子さんと浜子さんの6月分の給与明細、浜子さんについては年金収入額の方分かるものも必要です。